

鰯ヶ沢町義務教育学校施設設計業務
プロポーザル実施要項

令和8年7月
鰯ヶ沢町教育委員会

目次

1	目 的	2
2	業務の概要	2
	(1) 業務名	2
	(2) 業務内容	2
	(3) 業務期間	2
	(4) 業務委託料	2
	(5) 計画予定面積	2
3	参加資格	3
4	選定日程	3
	(1) 業者指名通知	3
	(2) 参加表明等の提出期限	3
	(3) 質疑の受付期限	3
	(4) 質疑の回答（予定）	3
	(5) 辞退届の提出期限	3
	(6) 技術提案書の提出期限	3
	(7) 審査会開催	3
	(8) 選定結果通知（発送予定）	3
5	設計作業のスケジュール	3
	(1) 基本設計期間（目安）	3
	(2) 実施設計期間	3
6	参加表明書の提出	4
	(1) 参加表明書に必要な書類	4
	(2) 資料記載上の留意事項	4
	(3) 参加表明書等の提出期限、場所及び方法	4
	(4) 指名通知の受け取り確認	4
7	技術提案書等の作成、提出	4
	(1) 技術提案書様式	4
	(2) 技術提案課題及び提出枚数	4
	(3) 工程表	5
	(4) 参考見積書	5
	(5) 質問の受付場所、受付期間及び受付方法並びにその回答方法	5
	(6) 技術提案書の提出場所、提出期限及び方法	5
8	選定方法	5
	(7) 審査方法	5
	(8) 審査に当たっての評価の視点	6
	(9) 提供資料	7
9	業務委託契約	7
10	その他	7
	(1) 留意事項	7
	(2) そ の 他	7

1 目 的

この要項は、鰯ヶ沢町義務教育学校施設設計業務を委託する設計業者を公募型プロポーザル方式により選定するため、必要な事項を定めたものです

2 業務の概要

(1) 業務名

鰯ヶ沢町義務教育学校施設設計業務

(2) 業務内容

①新学校の基本・実施設計

- ・増築校舎棟（什器等の備品提案を含む）
- ・増築体育館棟（什器等の備品提案を含む）
- ・外構（駐車場・フェンス等）
- ・屋外運動場（運動場舗装、側溝等）
- ・その他附属施設
- ・既存校舎の改修
（外壁改修・内部改修、冷暖房改修、LED化改修、トイレ改修、二重サッシ改修）

②積算・工事費内訳書の作成

③建築確認申請書の作成

④補助申請等に関わる資料作成、作成補助

なお、場合によっては、会議等への同席を求めます。

⑤既存校舎のアスベスト調査（20カ所を想定）

⑥地質調査（35m6カ所、孔内水平載荷試験1カ所）

⑦測量業務、基準点測量、3級基準点測量2点、4級基準点測量13点、 地形測量28,400㎡

(3) 業務期間

契約締結の日から10箇月間

(4) 業務委託料・工事費

・本業務の価格は、青森県建築工事関連業務委託料算定基準（青森県県土整備部建築住宅課）に基づき本町予算に定められた額23,000万円（消費税相当額含む。監理業務は含まない）を上限とする。

・工事費は30億円を見込んでいる。

※ただし、必要な機能は維持し、又改修後のランニングコストが高くないように十分配慮しながら極力工事を抑えること。また、業務契約締結後に賃金水準又は物価水準の変動により、工事参考額を超える場合については算定根拠資料等を提示して協議すること。

(5) 計画予定面積

①増築校舎棟：鉄筋コンクリート造又は鉄骨造2～3階建、延床面積1,300㎡程度 （放課後ルーム含む）

②増築体育館：鉄骨造2～3階建、延床面積1,000㎡程度（渡り廊下含む）

③既存改修工事：校舎4,613.98㎡、屋体1,133.00㎡の外壁・内部改修

④渡り廊下：鉄骨造1階建、延べ面積40㎡程度（既存校舎～既存給食センター）

※総面積は上記程度と考えますが、必要に応じて増減することは可能です。詳細は別添の「鰯ヶ沢小中一貫教育推進基本構想」を参照のこと。

3 参加資格

本公募型プロポーザルの参加者は次の資格要件のすべてに該当するものとする。

- ①鰯ヶ沢町が作成する「令和8・9年度競争入札参加資格者名簿」に登録されている業者で、東青、中南、西北地域に本店を有する単体企業であること。
- ②建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に基づく一級建築事務所登録簿に登録されている業者であること。
- ③会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き中の者でないこと。
- ④鰯ヶ沢町から指名停止の措置を受けていないこと。
- ⑤過去10年以内に青森県及び県内市町村における延床面積5,000㎡以上の小中一貫校又は小中の新築学校、その他類似施設に関する設計業務を完了した実績を、1件以上有していること。（元請けとして履行した場合に限る。JVでの受注は代表企業に限る）

4 選定日程

- (1) 業務公告開始
令和8年7月13日(月)
- (2) 参加表明等の提出期限
令和8年7月13日(月)～ 令和8年7月27日(月) 午後5時まで
- (3) 参加資格確認結果通知
令和8年8月3日(月)
- (4) 質疑の受付期限
令和8年8月10日(月) 午後5時まで
- (5) 質疑の回答（予定）
令和8年8月20日(木)
- (6) 辞退届の提出期限
令和8年8月25日(火) 午後5時まで
- (7) 技術提案書の提出期限
令和8年8月31日(月) 午後5時まで
- (8) 審査会開催
令和8年9月8日(火) 午後1時30分から
※ プレゼンテーション及びヒアリングで1社30分程度を予定しております。
- (9) 選定結果通知（発送予定）
令和8年9月14日(月)

5 設計作業のスケジュール

- (1) 基本・実施設計期間（目安）
契約の日から令10箇月間

※なお、基本設計及び実施設計においては、鰯ヶ沢町との協議・調整によって提案書の内容に修正等が生じる場合がありますので、予めご了承ください。

6 参加表明書の提出

(1) 参加表明書に必要な書類

プロポーザルに係る書類等は、鰯ヶ沢町ホームページから入手するものとする。

鰯ヶ沢町HP <https://www.town.ajigasawa.lg.jp/>

- | | |
|----------|---------|
| ①企業参加表明書 | (様式第1号) |
| ②企業の概要 | (様式第2号) |
| ③業務実績調書 | (様式第3号) |
| ④協力会社調書 | (様式第5号) |

(2) 資料記載上の留意事項

- ①業務実績調書(様式第3号)は、それを証する契約等の写しを添付すること。
- ②資格等を記載した場合は、それを証する資格証明書等の写しを添付すること。
- ③提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。
- ④審査にあたっての評価視点1-②補助利用に関する実績がある場合は照明するものを添付すること

(3) 参加表明書等の提出期限、場所及び方法

- ①提出場所 鰯ヶ沢町教育委員会 教育みらい課 学校教育班
- ②提出期間 令和8年7月13日(月)～令和8年7月27日(月)午後5時まで
- ③提出部数 3部(1部のみ正本とし、残りは複写で可とする。)
- ④提出方法 持参又は郵送(書留郵便に限り当日消印有効とする。)

(4) 資格審査

資格審査に合格した会社に技術提案書の要請を行います。

(5) 参加の辞退について

参加の辞退をするときは企業参加辞退届(様式第7号)を令和8年8月25日(火)午後5時までに提出すること。

7 技術提案書等の作成、提出

本件公募型プロポーザルは、鰯ヶ沢町小中一貫教育推進基本構想等を踏まえ、これらを実現するため、技術提案書及び、業務の実施体制(様式第4号)を作成し、提出するものとする。

(1) 技術提案書様式

様式は自由とするが、A3判横型に横書きで3枚以内とし、文字サイズは10ポイント以上(図面等を縮小して貼り付けた場合は、判読可能な範囲内であれば10ポイント以下でも可)とすること。

(2) 技術提案課題及び提出枚数

- ①技術提案課題は8(2)の「技術提案書による評価(評価項目2から4)」のとおりとする。

8(2)の評価項目2	業務の実施体制)
8(2)の評価項目3	
8(2)の評価項目4	技術提案書
	A3判2枚以内

- ②提案に当たっては、「鰯ヶ沢町小中一貫教育推進基本構想」及び「鰯ヶ沢町義務教育学校施設設計業務発注仕様書」に留意して提案すること。

- ③記載にあたっては提案者の考えを文章及びそれを補足する図面により簡潔に記述すること。

(3) 工程表

基本設計から実施設計までの工程表をA3判1枚にまとめて提出すること。(様式任意)

(4) 参考見積書

- ①校舎及び体育館(各種設備を含む。)・外構等の工事費概算見積書を提出すること。
(様式任意)
- ②工事監理業務を請け負った場合における見積書を提出すること。(様式任意)

(5) 質問の受付場所、受付期間及び受付方法並びにその回答方法

- ①受付場所：鰯ヶ沢町教育委員会 教育みらい課 学校教育班
- ②受付期限：令和8年8月10日(月)午後5時まで(必着)
なお、都合により変更する場合は別途通知する。
- ③受付方法：原則としてE-mailによる。(様式第6号)
E-mail：i-kyoiku@town.ajigasawa.lg.jp
- ④回答方法：質問を受けた内容を令和8年8月20日(木)(予定)にE-mailで通知する。
なお、個別に回答は行わないこととする。

(6) 技術提案書、業務の実施体制(様式第4号)の提出場所、提出期限及び方法

- ①提出場所：鰯ヶ沢町教育委員会 教育みらい課 学校教育班
- ②提出期限：令和8年8月31日(月)午後5時まで(必着)
なお、都合により変更する場合は別途通知する。
- ③提出部数：12部(1部のみ正本とし、残りは複写で可とする。)
- ④提出方法：持参又は郵送(書留郵便に限り当日消印有効とする。)

8 選定方法

選定は、鰯ヶ沢町義務教育学校施設設計業務委託業者選考審査委員会(以下「審査委員会」という。)によって、次に示す審査をもって行うものとする。

(1) 審査方法

- ①審査委員会が、参加表明に必要な書類による評価・技術提案書の評価・プレゼンテーションの評価により、提案者の中から優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。
- ②審査委員会は非公開とする。
※ヒアリングについては、全ての提案書を受理後、実施するかどうか決定する。
(ヒアリングを行なう場合、日時等の詳細については、別途通知する。)

(2) 審査に当たっての評価の視点

審査の視点	評価項目		評価ポイント	評価 点数
会社の実力及び業務体制	1	会社の実力及び担当チーム体制等に対する評価	① 会社の実力や本業務を遂行する上で適切な体制を確保しているか。また、同種・類似業務の業務実績があるか。	50
			② 補助金等利用に関する実績及び理解があるか。 学校施設環境改善交付金、地域の防災・減災と低炭素化を同時実現する自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業、緊急防災・減災事業債、子ども・子育て支援施設整備交付金など	
技術提案書及びヒアリングによる評価	2	学校が備えるべき機能の整備方針に対する評価	① 基本的機能（校舎・屋体機能）の整備提案について	100
			② 付加機能（防災拠点・交流施設機能）の整備提案について	
			③ 提案者独自の機能（自由提案）について	
	3	学校建設の整備方針に対する評価	① 児童・生徒が親しみやすい学校 児童・生徒の視点に立ち、通学して楽しい、学びやすい学校とすること。 ア 中 1 ギャップの少ない施設構成 イ 内装木質化 ウ ICT の活用	100
			② 教育活動の一貫性確保への対応 学校教育の一貫性を保障する学校とすること。 ア 小中一貫した教育課程に対応した施設 イ 学年代階の区切りに対応した空間構成、施設機能 ウ 児童生徒及び小中教職員の連携・協働の効果を高める環境づくり	200
			③ 将来の変化に対応できる学校 フレキシブルな空間活用が可能な学校とすること。 ア 可動式間仕切りや多目的スペースの有効活用 イ 学校以外への用途変更が容易な配置	50
			④ 防災拠点としての機能を備えた学校 地域住民の避難所機能を併設し、児童・生徒及び地域住民への安全性を確保した学校とすること。 ア 地震、その他災害に強い学校 イ 不審者侵入等の犯罪に強い学校 ウ ユニバーサルデザインの導入	100
			⑤ 鰯ヶ沢地域のまちづくりの拠点となる学校 学校施設の地域開放や関係施設と連携した学校とすること。 ア 地域交流スペースの設置 イ 体育館等の地域開放時も教育環境が保持できること	50
			⑥ 低炭素社会実現に配慮した学校 省エネルギーの推進により、環境対策に配慮した学校とすること ア 照明など省エネ型機器の導入検討 イ 自然採光換気の活用など、省エネルギーに配慮した計画を検討	150
			⑦ 規模・機能と建設・維持管理費のバランスに配慮した高効率な学校 学校の機能性を重視し、建設に要する費用の削減に努めるとともに、長期的に経済性の高い学校とすること。	100
	4	総合評価	① 提案内容や担当チームの取り組み姿勢等、総合的な観点から評価する。	100

(3) 提供資料

- | | |
|--------------------|-----|
| ①鰯ヶ沢町小中一貫校教育推進基本構想 | 1 部 |
| ②建設予定地の図面 | 1 部 |
| ③既存図抜粋 | 1 部 |

9 業務委託契約

委託契約は、審査委員会が選定した受託候補者と改めて細部の協議を行い、予算の範囲内で鰯ヶ沢町が随意契約を締結する。

10 その他

(1) 留意事項

- ①参加表明書及び技術提案書の提出期限に遅れた場合は失格とする。
- ②参加表明書及び技術提案書の提出に要する旅費等については、提出者の負担とする。
- ③提出された参加表明書及び技術提案書は返却しない。
- ④提出された技術提案書は、鰯ヶ沢町の許可なく公表及び使用できないものとする。
- ⑤業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。
- ⑥鰯ヶ沢町が提供又は貸与した資料は、本業務以外に使用できないものとする。
- ⑦技術提案書の提出は、1 社につき 1 案とする。
- ⑧技術提案者が本業務を遂行するものとし、特別な理由があると認めた場合を除き、交代できないものとする。
- ⑨技術提案書を提出するに当たり、他者の協力を得た場合はその旨を明記すること。
- ⑩成果品の著作権は鰯ヶ沢町に帰属することとする。
- ⑪審査結果及び講評は公表するものとする。
- ⑫審査の経緯及び結果についての異議申し立ては受け付けない。
- ⑬工事監理業務については、本業務の成果により、本業務の受託者と随意契約を行う場合がある。

(2) その他

プロポーザル参加に係る資料作成費用は、1 社につき 10 万円（税込）を参加報酬として支払うものとする。ただし、契約相手方として決定した参加報酬については、委託料の中に含めることとする。

<担当部署>

鰯ヶ沢町教育委員会 教育みらい課 学校教育班

〒038-2792 青森県西津軽郡鰯ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸321番地

TEL：0173-82-0976（直通），0173-72-2111（内線355）

FAX：0173-72-2374

E-mail：i-kyoiku@town.ajigasawa.lg.jp